

個人番号カード交付事業費補助金の交付が過大

3件 不当金額(支出) 603万円

1 補助金の概要

個人番号カード交付事業費補助金(補助金)は、通知カード及び個人番号カード(マイナンバーカード)の交付等を円滑に行うことにより、社会保障・税番号制度の導入を推進し、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることを目的として、交付要綱等に基づき国が交付するものである。補助金は、通知カード及びマイナンバーカードに係る事務のうち、通知カード等の作成、発送等の事務を地方公共団体情報システム機構に行わせることとした市区町村が、同事務に要する費用に相当する金額を機構に交付金として交付する場合に、当該交付金等を補助対象経費として、総務省が当該市区町村に交付するものである(補助金の交付額の算定については、後掲271ページ参照)。

2 検査の結果

3市区において、補助の対象とならない手数料相当額を補助対象経費に含めていたため、補助金が過大に交付されていて不当と認められる。

<事例>

東京都大田区は、機構に通知カード等の作成、発送等の事務を行わせ、同事務に要する費用に相当する金額を機構に交付金として交付していた。

同区は、補助の対象とならない通知カード等の再交付等はなかったとする実績報告書を東京都に提出して補助金1億9330万円の交付を受けていた。

しかし、紛失等による通知カードの再交付について、紛失等が本人の責によるものであり、天災等による場合とは認められず補助の対象とならない再交付が2,238枚、転居又は転出したことによる通知カードの再発行について、補助の対象とならない平成28年1月以降の再発行が3,402枚、計5,640枚あり、これらに係る手数料相当額282万円を控除することなく補助対象経費に含めていた。

したがって、上記の手数料相当額を控除して適正な補助金交付額を算定すると1億9048万円となることから、補助金282万円が過大に交付されていた。

(単位：円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認める 補助対象事業 費	不当と認める 国庫補助金相 当額	摘 要
東京都	大田区	27	1億9330万	1億9330万	282万	282万	過大交付
同	世田谷区	27	2億3853万	2億3853万	121万	121万	同
大阪府	大阪市	27	7億3775万	7億3775万	200万	200万	同
計	3事業主体		11億6959万	11億6959万	603万	603万	